

原産地表示についてのお知らせ

貿易局輸出課（３．１０）

- 1 本邦から輸出する貨物に係わる虚偽の原産地表示については、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第2条第2号で「不正な輸出取引」として定義し、同法第3条で「輸出業者は、不正な輸出取引をしてはならない。」と規定し、不正な輸出取引を禁止しています。

最近、輸出をする際に、原産国と異なる国名又は地名が表示されている貨物が、輸出申告の際に税関において、同法に規定する虚偽の原産地表示に該当する旨の指摘を受け当省に輸出業者から相談が持ち込まれるケースが増えています。

原産地の表示に一般的事例としては、次のものが挙げられますので、輸出をする際には御注意ください。

原産地の表示の事例

- (1) MADE IN () は国)
- (2) PRODUCT OF () は国)
- (3) () は国又は地名)
- (4) ブランドと並記されている場合の国名又は地名ブランド名 () は国又は地名)

なお、虚偽の原産地表示と判断された場合は、当該国名又は地名表示の抹消及び訂正をしていただくことになり、その訂正の仕方は、当該表示方法と同一の表示方法等で行うこととなりますので、当該貨物の輸出後容易に取り外すことができる等、単に通関のためにのみ取り付けられたと認められるものであってはなりません。

- 2 また、仮に陸揚げした貨物であって、「MADE IN JAPAN」又はこれと類似の表示を付した外国製のものについては、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）で規制されていますので御注意ください。